

第3回 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会

議事要旨

日 時：平成22年3月15日（月）16：30～17：40

場 所：内閣府本府3階特別会議室

出席者：原口一博・総務大臣、古川元久・国家戦略室長、渡辺周・総務副大臣、峰崎直樹・財務副大臣、長浜博行・厚生労働副大臣、尾立源幸・参議院議員 その他

1. 原口総務大臣から、資料「番号に関する原口5原則」に沿って説明が行われた後、意見交換。

原口総務大臣からの説明のポイント及び出席者からの主な発言のポイントは、以下のとおり。

（原口総務大臣からの説明のポイント）

- 今までの考え方は、行政による管理のための番号制度というものであったが、これからは、まさに個人が自らの情報セキュリティを保障するための番号にしようではないかということ。考え方をどのように変えるかについて総務省の中で練ったのが、「番号に関する原口5原則」。
- 「原則1」については、新たに導入しようとする番号は、社会保障給付や種々の行政サービスの提供を適切に受ける国民の権利を守るためのものであり、重複なく、漏れなく、正確かつ安全に付番を行わなければならない、ということ。
- 「原則2」については、自らの情報が不正に利用・ストックされることなく、また自らの情報にアクセスし、内容の確認・修正ができる、自己情報をコントロールできる仕組みであるということ。
- 「原則3」については、自らの情報についてどのような行政機関がどのような目的で利用するのかを明確な制度とし、あくまで権利は国民の側にあり、行政機関は付番をしたからといって勝手に使ってはならない。また、暗号化技術により、情報漏洩防止に万全を期し、（国民へ明示されていない）分野をまたがる情報の名寄せを防ぐ必要がある、ということ。
- 「原則4」については、費用が最少で確実かつ効率的な仕組みとすべきであるということ。現在、自治体がベンダーごとに大変莫大な費用を入れて情報化を進めているが、お互いの汎用性がない。これではだめであり、クラウドの考え方をに入れて、一気に各分野のシステムの共同利用を積極的に進める必要がある、ということ。原則3と4とは矛盾しない。
- 「原則5」については、よりより行政サービスを提供できるように、国と地方が協力しながら電子政府を強力に進めていく、ということ。

(上記説明後の意見交換における出席者からの発言のポイント)

- 「原則２」に関して。基本は大賛成。ただ、納税申告書に記載された課税内容の修正に関して、現時点で税法の中では修正申告あるいは除斥期間の規定等が既に定められており、新たな修正手続きを設ける際は、これらの制度に沿った形での制度化やシステム化が必要であるという意見がある。この点、国民が自らの情報を修正したり確認したりすることを可能とするところについて、配慮がやや必要になってきているのではないかと。
また、いわゆる税の立場からすると、民間の第三者が個人の番号を知ることは容認せざるを得ない点があるのではないかと。ただ、その場合でも、それは必要最小限度にとどめるべきではないかと。
- 「原則３」に関して。プライバシーの保護ということについては大賛成だが、社会保障給付と所得把握は連動しているという意味で、必要な都度、最小限の範囲で、分野をまたがる情報共有を認めていくべきではないかと。
- (原口総務大臣からの回答) 権利を明定するからには、責務・義務が伴っているわけで、その義務のところについては、原則１・２・３が適用されないと理解している。また、分野をまたがる情報の名寄せは、予め明示されていれば、禁止されるものではないと考えている。
- (総括として) 今後の議論を深めるのに活用させていただきたい。

２. 総務省・内閣官房 IT 担当室から、各々提出の資料に沿って説明が行われた後、意見交換。

総務省・内閣官房 IT 担当室からの説明のポイント及び出席者からの主な発言のポイントは、以下のとおり。

<総務省からの説明のポイント>

- 住基ネットは既存住基システムの中から４情報（氏名、住所、生年月日、性別）と住民票コードを抽出して、これを国の機関等に提供することで住民情報を広域的に利活用しようという仕組み。
経費については、初期経費はトータルで約３９０億円、毎年の運用経費については、年度によって差があるが、１３０～１８０億円。
- 住基ネットの稼働は、平成１４年から。当初は恩給など９２の事務について、先ほどの本人確認の情報を提供することにしていたが、その後法律改正によって、旅券など２６４の事務に拡大し、現在２９１の事務に対して本人確認情報を提供している。
この住基法の改正については、国会でかなり大きな議論が行われたと承知。プライバシーを侵害するのではないか等の不安を背景に、住民からは自分の情報を住基ネットに提供しないでほしいといったような差止訴訟などの訴訟が提起された。また、一部の自

治体は、住基ネットに接続しなかったが、順次接続が行われ、現在2団体（東京都国立市・福島県矢祭町）のみが未接続状態になっており、これらの団体について、昨年是非の要求が行われたところである。

これらの訴訟については、36件のうち34件は住民側の敗訴となっており、杉並区が提起した訴訟についても、20年7月に最高裁の決定がでており、すべての住民の本人確認情報を送信する義務が市町村長にあるという高裁の判断が維持されている。すなわち、個々の自治体の判断で住基ネットシステムに参加しないということについては、違法であるというように司法の場でも認められている。

○法律により、それぞれの行政機関ごとのデータマッチング及び目的外の使用は禁止されている。現在、本人確認情報は、国の行政機関に対しては約1億1,000万件、地方公共団体に対しては440万件提出しており、これまで住民票をもっていかなければならなかったものが460万件省略することができることになっている。また、年金事務にも本人確認情報が提供されることとなった結果、これまで現況届出を出さなければならなかったものについて3,600万人分が省略できるという状況になっている。

○保有情報の利用については、都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は4情報と住民票コード、及びこれらの変更情報に限定し、データマッチングは禁止し、住民票コードの民間利用を禁止するという措置をとっている。また、内部の不正利用を防止するための、通常の公務員に課せられる守秘義務の重課や、外部からの侵入防止措置を講じている。なお、平成14年に住基ネットが稼動して以降、住基ネットシステムからの情報漏洩は1件もおきていない。

○住民票コードは、無作為に作成された10桁の数字にチェックデジットが加えられた11桁の数字であり、4情報を更新するための検索キーとして使用するものであって、このコードを使ってそれぞれの利用機関の中で個人情報が管理されているわけではない。

○住民票コードをつけた本人確認情報は、日本年金機構にも提供している。平成18年10月以降、約3,000万人の受給者に関する本人確認情報を提供している。

平成23年4月からは、20歳以上の全国民の住基コードと本人確認情報の移動状況が提供されることとなる。

一方で、年金機構の中での年金に関するさまざまな事務は、この基礎年金番号によって集積され、住民票コードがこの分野で使われることはない。

○昨年の住基法の改正により、我が国に中長期に滞在する外国人についても、住民基本台帳の対象となることになった。これによって、外国人も、日本人と同じように窓口で転入・転出の届出ができるようになり、1回の届出で基本的には必要な行政手続が完了することになる。改正法の施行は、平成24年7月までということになっており、遅くともその1年後、平成25年7月までに、住基ネットについても外国人住民の情報が含まれるということになる。

<IT担当室からの説明のポイント>

- 検討課題例として、①対象範囲、②データ連携方式、③番号を知り得る者の範囲、④個人情報保護の制度システム、などが挙げられる。
- ワンストップを実現するためには、分野間のデータ連携が重要であるが、現在、データ連携を行っている制度は存在をしておらず、住民票コードを利用した他の分野の連携は禁止されている。
- ワンストップサービスの効果としては、例えば、引越しや退職する際において、資料の4ページにあるようなコスト削減効果が見込まれるところであり、また、児童手当手続きについては、ワンストップ化すると、一発で出生届、児童手当の申請をすることができるようになることが期待される。
- 諸外国の例については、デンマークは全ての行政機関が同一の番号、住民登録番号を用いており、プライバシーの保護は専ら個人情報保護法で担保するというやり方。
ベルギーでは、異なる行政機関ごとに異なる番号を利用して、共通番号を各分野の番号にひも付けし、データ連携はこの共通番号によって実現。
オーストリアはそれをさらに個人情報保護の観点から発展させてやり方で、異なる分野ごとに異なる番号を利用し、ICカードに格納された特別の番号を媒介にしてデータ連携が行われる。但し、税務当局による所得把握のためには、券面に記載された社会保障番号が利用されているので、この点には留意する必要がある。
- 番号を知り得る者の範囲については、本人と関係行政機関のみなのか、それとも第三者も容易に知るような性格の番号なのかに区分して検討することが必要。例えば、税務面で利用する番号は民間の利用が前提であり、本人と関係行政機関以外の第三者が知り得るものであって、かつ目で見えることが必要となる。
他方で、自己の納税情報と照会したり、もしくは、納税手続きを行ったりするために利用する番号、税務当局と社会保障当局の間のデータ連携の場に使われる番号は、目で見える必要もなければ、第三者が知りうる番号である必要がないので、本人と関係行政機関のみが知り得る番号として利用することが考えられる。
- 電子行政を行うために何らかの形でのID制度が必要であり、社会保障・税の分野に番号を導入する場合に、電子行政についてもあわせて整理することが望ましいと考えられる。その理由は、①アクセスコントロールの仕組みの問題が共通であること、②当該番号の利用によるメリットが増える（ワンストップサービス行政・行政効率化・移動性コストの大幅な削減）からである。

(上記説明後の意見交換における出席者からの発言のポイント)

- 一番近年に番号制度を導入したのはドイツであるが、どのように国民の理解を得たのか。かつて古くから番号制度を導入された国というのは、プライバシーの意識などについて

今ほど強くなく、またサイバー攻撃なども想定していなかったかも知れないが、今ここに来てドイツが導入したのであり、その点について調べておくことが必要ではないか。

○我が国が現在運用している住基ネットや海外諸国で運用されているいろいろな番号システムにおいて、実際にどのような事故や犯罪が起きているのか、また、それらに対してどのような防止策を図っているのかなどについても調べておくのがよいのではないか。

～以上～